

自治が変わる・自治を変える

# SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館  
【TEL】048-816-8866 【FAX】048-836-1113  
【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/> 【Eメール】[info@saitama-jichi.jp](mailto:info@saitama-jichi.jp)

## 当センター理事会を開催・2017年度事業計画・予算を決定

3月28日に2016年度第3回理事会を開催しました。理事会では2017年度事業計画とその財政を支える予算が出席理事全員の賛成で決定しました。

事業計画は、公益目的事業として当センターの基本である「調査研究事業」として研究プロジェクトや自治体調査、各種研究会への参加など例年の事業が中心ですが、今年は自治労埼玉県本部と共催で「埼玉自治研集会」を開催することを一つの目標とすることを掲げました。

「現場は大変なことになっている」というのが実はOBの一人である私・事務局長の思いです。2月の月報で報告した久喜市の学校給食の在り方一つをとってもそのことがうかがえます。去年は川越市の学校給食センターの一つがPFI方式で建設されるということも月報で報告しました。またこれは月報などでは報告していませんが、さいたま市の学校給食は小中学校合わせて161校すべてが自校方式になっています。さいたま市当局は平成16年度からの総合振興計画に基づき順次自校方式に転換しそれ以前から取り組まれたものも含めると14年間に81校もの自校調理場を建設しています。

子どもたちにおいしく、きめ細やかな給食を提供することで教育の一環としての給食が実現できるとの考えが市民からも支持されています。1校当たり約3億円、総事業費は校舎等との同時施工を除く73校分で237億円という巨額の建設費がかけられています。しかし、市職員である調理員による直営校は年々減少し現在40校となり、残りの121校は調理業務が委託化されています。直営の40校の正規職員は189人、臨時職員が22人となっています。

ここで「現場は・・・」の意味は、さいたま市の場合、直営の運営費（ほとんどが人件費）と委託運営費の違いです。直営は40校で約15.5億円、委託は121校で32.2億円です。これを単純比較されたら「直営なんかなくせ」という声が出てくるのを抑えることはできないのではないか、ということです。久喜市の場合、旧鷲宮の2つのセンターに直営の職員が集められていますが、この施設は老朽化して近々取り壊されることはだれの目にも明らかになっていました。正規職員が補充されない中、臨時職員をいくら募集しても応募者がなく、やむなく事務職員が配送車に乗っているという事態となっています。当局から巨大センター計画が出され、しかも調理は最初から委託方針のため現在の正職員も全く希望が持てない状況にさせられています。川越市のPFIによるセンターは、直営センターのすぐ近くに建設されます。PFIセンターが完成すればすぐに直営との比較が始まるでしょう。

こうして、「現場が危機に直面している」状況は、何も学校給食に限りません。「子育て支援」は今の政治家にとって非常にアピール度の高い政策かもしれません。しかし、現場の保育士は多くのところで、5割に近い非正規職員で運営されていることが珍しくありません。また株式会社までが参入し、子ども優先の考え方よりも利益や経営が優先される傾向が強まっています。介護も同じです。

**何より委託化や指定管理者が蔓延すると、行政当局にその事業を運営するノウハウが全くなくなってしまう危険性があります。労働者にとっては働く場所の喪失です。自治研と労働組合の出番です。**

## 2017年度 公益財団法人埼玉県地方自治研究センター事業計画

埼玉県地方自治研究センターは、公益財団法人として新たにスタートして6年を経過しました。この間、埼玉県内の地方自治の発展をめざして、調査研究に取り組んできました。国・地方の財政の改善が思うようにならない状況で、介護保険や保育などでは自治体の役割が増大するなど地方自治の研究活動の役割は増大しています。埼玉県地方自治研究センターは、今年度も引き続き地方分権と住民自治の原点に立ち、市民が豊かで安心して暮らせる地域社会をつくるため、調査・研究に取り組んでまいります。

### I 機関運営会議

1. 理事会を年2回開催し、事業計画及び予算を決定し、事業をすすめます。
2. 評議員会を年1回開催し、前年度事業計画を報告し、財政状況の承認を受けます。

### II 公益目的事業

#### 1. 調査研究事業【定款第5条（1）に定める事業】

地方分権と住民自治の確立をめざし、研究者や自治体関係者、市民と連携して、財政・福祉・医療・まちづくりなど地域に根ざした研究活動をすすめます。

##### （1）研究プロジェクトについて

#### ① 公契約条例・公共サービス基本条例プロジェクト

昨年に引き続き、プロジェクトとして活動をすすめます。

公契約条例は、2009年に野田市で制定されて以降、少しずつ動きが加速しつつあります。各地の条例や制定過程の情報を収集・整理し、県内の取組みに活かすよう、情報提供していきます。県内では昨年越谷市が新たに条例を制定しました。県内2例目となるので他の自治体に波及させるようセンターとしても取組みを強めます。

#### ② 財政分析プロジェクト

今年度改めて財政分析ソフトなどを活用して各市町村で取り組むためのプロジェクトを設置します。

#### ③ その他

必要に応じてプロジェクトを設置します。

##### （2）自治体調査について

最低1回の自治体調査に取り組めます。テーマは子育て支援を中心に具体的に計画を立てて実施します。結果をホームページに公表する他、報道機関に情報提供していきます。

##### （3）研究会等への参加

- ① 全国の地方自治研究センター・研究所との連携、共同研究を行います。
- ② 地方自治総合研究所をはじめ全国各地で地方自治に関する調査・研究活動を行っている自治研センター・研究所との情報交換・交流を行います。

- ③ 地方自治総合研究所や自治労が主宰するセミナーなどに参加します。市民が中心となる調査・研究活動に参加します。
- ④ 自治労埼玉県本部と共催で「埼玉自治研集会」を開催します。

(4) 資料収集【定款第5条(2)に定める事業】

- ① 県内市町村をはじめ関係機関から地方自治に関する資料・参考文献の収集と整理を行い、県民に提供します。
- ② 県内市町村の予算・決算等のデータを収集・整理し、財政状況を公表します。

2. 啓発活動【定款第5条(3)に定める事業】

(1) 公開セミナーの開催

市民や自治体職員などに広く参加を呼びかけ、公開セミナーを開催します。テーマは、市民や自治体職員が関心を持ち、時宜に適したものとし、3ヶ月に1回の開催をめざします。

(2) 議員交流会

自治体が抱える課題について、自治体議員の意見交換や交流を行います。

(3) 講師紹介

依頼に応じて、講師を紹介します。

(4) 地域自治研の推進

「埼玉西部地区地方自治研究会」が活発に活動しています。昨年度は「久喜地方自治研究会」の活動も報告されました。引き続き地域における自治研活動推進のための援助をします。

3. 広報活動【定款5条(4)に定める事業】

- (1) 調査研究の成果を、「SAITAMA自治研通信」(毎月発行)や機関誌「埼玉自治研」(年2回発行)に発表します。また、ホームページで公表し、広く県民に提供します。

4. その他の活動【定款第5条(5)に定める事業】

- (1) 自治労埼玉県本部と連携した自治研運動に取り組みます。
- (2) ホームページを充実します

センターの基本情報のほか、行事や自治体調査結果、新着図書情報などを掲載し、情報発信のツールとして充実させていきます。

<http://www1.ubc.ne.jp/~saitama-jichi/>

### III 賛助会員の拡大

個人会員、団体会員の拡大に取り組みます。

## 購入図書紹介 『地方自治と図書館』

片山善博・糸賀雅児共著 勁草書房刊

3月発行の『埼玉自治研No.48』で公共図書館に関する特集を組みました。

紹介するこの本は昨年12月に発刊されたものですが、新聞の書評欄で知り自治研センターに必要な本ということで購入しました。

片山氏は皆さんもご承知の通り鳥取県知事時代に、「公立図書館に指定管理者制度の導入はなじまない」と、直営を主張された方です。また、この図書館の直営は公共事業をたくさんやるよりも、本当に地域の経済循環や人づくり、雇用創出になるとも語っています。

共著者の糸賀氏は慶應義塾大学文学部の教授で、文部科学省の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」のメンバーなどを歴任されています。

この本は全部で11章からなる本ですが、第1章(片山著)のタイトルが「知的立国の基盤としての図書館」公共図書館に対するお二人の熱い思いが伝わってきます。ここでは「知的立国を形成する上で、教育と並んで重要なのが図書館である。人は生涯にわたって成長を続ける存在だ。(中略)人のこの自立の過程を、学校教育と並んでサポートする知的拠点が図書館に他ならない」と片山氏の図書館に対する強い思いが語られています。

また第2章のタイトルは「図書館のミッションを考える」①図書館の置かれた政治状況—あまり政治課題として取り上げられない—光が当たっていない、②分権の「砦」としての県庁図書館の実践—鳥取時代時代に県庁図書館を設置、③レファレンスを通じて垣間見えた我が国の知的環境—鳥取県西部地震・アメリカ『ハリケーン・カトリーナ』を通じてレファレンスの重要性が認識されています。



④議会の自立と議会図書室、⑤民主主義の砦としての図書館—年金問題や市町村合併を見て「図書館が国民・住民にとって大切な事柄について常にバランスの取れた(当局の情報だけでなく)情報環境を提供する。」ことで国民・住民が正しく判断できるようにする役割を持つ。

第4章では、「図書館と地方自治」と題する片山氏の講演記録。片山氏は自治体の中では公共事業などは日の当たる・関心を持たれる事業だと説く。一方、図書館や調査研究事業などは光が当たりにくいとする。しかし、既に各章で述べられているように図書館は「知的立国の基盤」であり、民主主義の砦であるからしっかりと光を当てなければならないとしたうえで、そのための方策を提言している。ここからは、読者が手に取るかどうか。この本貸し出します。

### 本年度の賛助会費の納入と会員拡大にご協力をよろしく申し上げます

新年度になりましたので、会費納入のお願いと振込用紙を同封しました。団体会員の皆様には請求書も。当会は財団法人県労評会館の寄付金と皆様の賛助会費で運営されております。同僚や知人で少しでも地方自治・まちづくりに関心のある方を会員にお誘いくださるようお願いいたします